

北信越学生オリエンテーリング連盟規約

第 1 章

(名称)

第1条 本連盟は北信越学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は北信越の学生OL界を統轄し、かつそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、学生界におけるオリエンテーリングの普及・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下「インカレ」と略す)の開催援助、及び北信越地区予選の開催
2. 連盟報、その他の刊行物の発行
3. 北信越学生オリエンテーリング定例戦の開催
4. その他、本連盟の目的にそう一切の事業

(年度)

第4条 本連盟の年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第2章 組織

(組織)

第5条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と略す)の下部組織として、北信越地区(長野・新潟・富山・石川・福井)の学生で組織する。

第3章 加盟

(加盟資格)

第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法・同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準に

よって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4・5年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第7条 削除

(加盟者名簿)

第8条 日本学生オリエンテーリング連盟への加盟手続きをもって本連盟への加盟もなされるものとする。締切日以降の加盟、並びに取消はそのつど通知しなければならない。但し、年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する加盟校・準加盟校は加盟料を毎年6月30日までに本連盟事務局に納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(加盟校)

第10条 加盟校は総会の出席・参加につき、権利を有し、義務を負う。また、本連盟の主催する事業の参加資格を有し、積極的に本連盟の活動に貢献することが望まれる。

(準加盟校)

第11条 削除

(加盟校申請の条件)

第12条 削除

第4章 日本学連

(日本学連への加盟)

第13条 日本学生オリエンテーリング連盟への加盟手続きをもって本連盟への加盟もなされるものとする。

第5章 総会

（総会の構成）

第14条 総会は全加盟校の代表及び役員によって構成される。総会は加盟校総数の過半数の出席をもって成立する。

（総会の職務）

第15条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 予算及び決算
 2. 役員の選出及び罷免
 3. 規約の改正
 4. その他、本連盟の運営に関する重要事項
- 総会において、各加盟校は本連盟の運営もしくは資産の状況、又は役員の事務執行について役員に対して意見を述べることができる。

（総会の招集）

第16条 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

1. 年1回の定例総会
2. 幹事長が必要と認めた場合
3. 加盟校から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合

幹事長は前事項第3号の規定によって加盟校から総会の招集が請求された場合には、その請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。総会を招集するには、幹事長は会日の14日以前に加盟校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

（議長）

第17条 総会の議長は幹事長が務める。

（委任状）

第18条 総会にやむを得ず出席できない

加盟校は別に定める規則により議長宛に委任状を託さねばならない。

（議決）

第19条 総会において加盟校は平等の議決権・選挙権を有する。総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（緊急事項）

第20条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事長がこれに代わって決定することができる。この場合、後日総会において承認を得なければならない。

第6章 役員

（役員）

第21条 本連盟に次の役員を置く。

1. 幹事長1名（事務局、会計を兼ねる）
2. 広報部長1名（会計監査を兼ねる）
3. 後援会会長1名

第22～24条 削除

（後援会会長）

第25条 後援会会長は、北信越学生オリエンテーリング連盟後援会を代表し、これを統轄する。

（幹事長）

第26条 幹事長は総会で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行し、かつ統轄する。幹事長は日本学連の北信越地区代表幹事と北信越学連事務局を兼ねるものとする。

第27条 削除

（会計）

第28条 会計は本連盟の会計事務を統轄

する。

（会計監査）

第29条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

（広報部長）

第30条 広報部長は広報部門を担当し、機関誌の発行・活動の記録を行う。

（役員の選出）

第31条 第21条に定めたる役員は、総会の承認により決定する。

（役員の任期）

第32条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、留任を妨げない。補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第7章 事務局

（事務局）

第33条 本連盟に事務局を置く。事務局は次の事業を行う。

1. 加盟事務・その他一切の事務

（委員会）

第34条 事務局は本連盟の運営を円滑に遂行するため、臨時に委員会を置くことができる。

第35条 削除

第8章 後援会員

（後援会員）

第36条 後援会員は、日本学連の評議員・賛助会員のうち本連盟の管轄する地区に居住する者、及び本連盟の加盟校・準加盟校の出身者であることを原則とする。

（後援会）

第37条 後援会は、第36条に定めたる後援会員によって構成される。後援会は以下の職務を行う。

1. 後援会会長の選出
2. 本連盟の活動に対する援助
3. インカレセレクションの競技部門に関する運営
4. その他必要と認められたこと

（後援会の招集）

第38条 北信越学生オリエンテーリング連盟後援会は次の場合招集される。

1. 後援会会長が必要と認めた場合
2. 幹事長が開催を要請したとき

第9章 経費

（経費）

第39条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金・寄付金・及びその他の収入

（加盟料の金額）

第40条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第10章 補則

（細則）

第41条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

（施行期日）

第42条 本規約は昭和60年3月2日より施行する。

平成2年6月16日 改正

平成5年11月13日 改正

令和5年3月7日 改正